

東京商品取引所から大阪取引所への商品移管等に伴う
取引の信義則に関する規則の一部改正について

2020年4月30日
株式会社東京証券取引所

当社は、取引の信義則に関する規則の一部改正を行い、2020年7月27日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください）。

今回の改正は、本年7月に予定されているいわゆる総合取引所化に係る対応に合わせて、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係るものを追加するなど、所要の改正を行うものです。

改正概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

(備考)

- | | |
|---|-------------------------|
| ・ 派生商品の定義として、商品先物取引、商品先物オプション取引等を追加します。 | ・ 取引の信義則に関する規則第2条第1項 |
| ・ 現物商品とデリバティブ商品をまたがる不公正取引に関して、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係るものを追加します。 | ・ 取引の信義則に関する規則第4条第1項第5号 |
| ・ その他所要の改正を行います。 | |

II. 施行日

2020年7月27日から施行します。

※ やむを得ない事由により、2020年7月27日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行することとします。

以上